



暴力団員の入口問題と出口問題

池袋市民法律事務所

弁護士 青木 知巳

1 はじめに

近年、暴対法の数次の改正、暴排条例の全都道府県での施行など、暴力団排除の流れは確実に出来ているように思いますし、暴力団の撲滅を目指す我々としては、意を強くする状況だと思えます。

ただ、社会からの暴力団（員）「排除」が進む中、「排除」された彼らはどこに行けばいいのか。誰しも考えるわけですが、しかし、「排除した後」への配慮・施策が足りていると言えるのか、「ヒト」に対する対策は足りているのか、このところの「排除」の流れの中、以前から抱いていた疑問が大きくなっていったことから、個人的に実態調査等をはじめました。そうした個人的な取組の中で感じたことなどを、少しだけ述べさせていただきます。

2 出口問題～いわゆる離脱問題～

暴力団員の社会復帰支援、いわゆる離脱問題が難しいことは昔から言われています。彼らはそもそも社会の規範を守れない人間なのだから、そんな人間に手を差し伸べるだけ無駄だ、そんな声も聴きます。弁護士としても、民事介入暴力対策に取り組む弁護士の多くが扱う、企業や個人に対する不当要求等への対応、関係遮断等と違って、暴力団員の社会復帰支援は弁護士の業務ではない、そんな声も多く聞きますし、おそらく、誤りではないのだと思います。

しかし、「排除」したらその後は知らない、それでいいのでしょうか。

確かに、彼らは社会に迷惑をかけて生きてきた人間が大半です。そんな集団に好んで属した以上、「(暴力団に属していた) その責任は自分でとれ」、そうした考えは間違いとは言えないのかもしれませんが。

しかし、彼ら、特に末端の暴力団員や周辺者の中には、実は被害的な側面を持つ者もいるのではないかと思います。法務省や関連機関等が暴力団出身の受刑者等に対して行った各種調査等を見ると、彼ら（特に末端組員）は、暴力団の実態を知らずに、暴力団に入ればいい暮らしができる、肩で風を切って歩ける、町のいい顔になれる、そんな誤った幻想を抱いて暴力団員となった人間が少なくないことがわかります。

そして、「晴れて」暴力団員となった後、そうした悲惨な、聞いていなかった実態を知り、彼らの多くが、一度は暴力団員を辞めたいと考えます。しかし、いくら暴力団を辞めたいと思っても、容易には抜けられないことはご承知のとおりです。暴力団組長等は、加入希望の人間には徹底的に甘い水を与えますが、抜けようとする人間には容赦ありません。

私が離脱を支援した方は、ある地方の暴力団組織に入っていました。彼は暴力団に入ったものの、このままでは生活していけないと悟り、暴力団を抜けたいと考えました。しかし、それまでに、組長に命令されて、彼自身が、組織を抜けようとした人間に凄惨なリンチを加えていたことから、暴力団を辞めたいとは言えませんでした。それでもどうしても暴力団を抜けたいと考えた彼は、逃げました。10年間逃げました。そして、偶々私が相談を受けたわけですが、そのときも、彼は組織が追ってくることを極端に恐れていました。そこで、私が離脱を支援しました。彼は脱走後10年を経てもいまだに構成員として登録されていたことから、関係機関に協力を求め、(所在地等を秘匿して) 脱会届を出すなどして、ようやく離脱出来ました。

この拙稿をお読みの方には釈迦に説法ですが、かように離脱は困難であり、かつ、支援する側の金銭

的なメリットは皆無です。そうした意味でも、なかなか積極的になれないのは当然だと思います。

では、一般企業や警察機関等による取組はどうでしょうか。私のわずかな見聞では、多くの方が、この問題の困難さゆえ、どのように取り組めばよいか、思案しているように思われます。

確かに、一般企業等からすれば、元暴力団員を雇用することには消極的にならざるを得ないと思います。私自身、自分の事務所で雇用出来るかといえば雇用出来ないと思います。私がお伺いした事業者の中にも、就業してもすぐに辞められる、辞めるだけならまだましで、寮の備品を根こそぎ持ち逃げされるという目に遭った方が複数おられました。事業者の中には、それでも元暴力団員を雇用する方もおられますが、断念する方も多いのが実際です。

そうした中で、例えば、福島県の井上勇さんなどは、自分の会社を経営しながら、約20年にわたって離脱者の就労支援に取り組んでいます。井上さんは77歳を超えた今でも、就労支援のために駆けずり回っています。

「井上さんは立派だ」とか「井上さんは特別だ」というのは簡単です。しかし、暴力団対策に取り組んでいると言いながらそうした言葉を口にする方を見ると、どこか違和感を覚えてしまいます。私自身も向き合っているとまでは言えませんが、暴力団対策の一つに相違ないはずの離脱問題に向き合うことを回避しているように見えてしまうのです。

とはいえ、その一方で、諸事情から二の足を踏む事業者の方が多いこともまた当然だと思います。

離脱者を雇用する意欲のある事業者のために、国は、暴力団側等による悪用・偽装等を防ぐ手立てを講じつつ、(現在の支援金制度のようなものにとどまらない) 上記のような被害に遭ってしまった場合の保険・補償制度のようなものの創設等を検討して頂きたいと考えております。

では、警察の方々はどうでしょうか。おそらく、警察、特に暴力団問題に取り組んでいる現場の警察官の方々は、普段接することもあるであろう暴力団員に対して、やめることをアドバイスする、相談されることもあるのだろうな、とも思います。

ただ、離脱者の就労支援の必要性は感じて、実際に取り組むための時間をなかなか確保できない、というのが実情だと思います。

しかし、そうした中で、警察官OBではありますが、やはり有名人であり、兵庫県において社会復帰支援アドバイザーを務めておられる新井和典さんは、文字通り真摯にこの問題に取り組んでおられます。

新井さんは80歳を超えた今でも毎月のように何処かの刑務所に赴き、離脱を「考えている」人達に話をします。新井さんは「暴力団をやめろ」などというきれいごとはいけません。しかし、「辞めたいと思ったらわしのところに来い」と言い、実際に来た方に対してはとことん面倒をみます。

仕事を紹介し、(紹介したら終わり、という方も多い中で) 就職後は定期的に訪問し、雇用した事業者、そして、本人の様子伺いをする、これを絶えることなく繰り返します。新井さんが面倒を見ている離脱者の一人は「新井さんじゃなかったら辞められていなかったと思う」、「新井さんじゃなかったらここまで頑張ることが出来たかわからない」、そうおっしゃっていました。新井さんの活動を見れば、誰でもそう思うだろうと思います。

しかし、(少なくとも兵庫県では) 新井さん以外に、そうした方がほとんどいないそうです。新井さんが面倒を見た方が、新井さんの引退後に暴力団員に戻ることはないだろうとは思いますが、新井さんが面倒を見ていたときのようなモチベーションで頑張れるか、本人にも不安があると思いますし、実際にそうした思いを口にされていました。

そうした状況について、新井さん自身は、「自分が頑張ればいい」、「自分ではなくなった後(離脱支援の) 取組がダメになってもそれはしょうがない」というのですが、それではいけないと思います。

結局のところ、井上さんや新井さんの個々人の力に頼る、特定の方々の頑張りに期待するだけでは、その方々が引退などしたときには継続性がなくなる、もしくは、仮に後継者が出来ても、他の地域には広がらないということになると思います(井上さんは、ようやく後継者が出来たと喜んでおられましたが、極めて例外的だと思います。)

国は、離脱支援は重要だと言い、そのための措置を取ると言います。

しかし、こうした現場の方々の努力を本当の意味で知ることなく、その方々の努力に報いる仕組み無くして、離脱支援のための活動が広がり、継続性を持つことはないと思います。自腹で食事をおごる、

お金が足りない様子であれば自分の財布から出した千円札を握らせる、そんな自分の身を切るような努力をしなければならぬような状況が改善されない限り、離脱支援活動が広がりを見せる、継続性をもったものになるとは考えにくいように思います。

離脱支援の現場の苦しみを知った上で、小手先ではなく、現場が必要としている、省庁の垣根を越えた、人材育成を含む血の通った施策がとられることを強く望みます。

また、本稿では触れられませんが、証人保護プログラムその他の、暴力団員が一般社会に戻るきっかけともないうる諸制度の検討・導入を望みます。

3 入口問題～いわゆる加入の問題～

離脱問題に関して偉そうなことを申し上げたものの、実際に社会復帰支援が難事であることは否定出来ません。怠惰な生活習慣を身に付け、場合によっては薬物中毒になる人間も多い現状、さらには元暴力団員が就職はおろか、銀行口座すら作ることが困難な状況の中で、離脱者がどんどん増えていくということは、現実として難しいと思います。

そうした中で、暴力団対策としていわれる、いわゆる「ヒト・モノ・金」の内、ヒトに対する対策として有効ではないかと考えているのが、入口、つまり、暴力団に加入する人間を減らすことです。

そして、そのために有効であると思われるのが、小中学校、高等学校等での教育だと思います。

これまでは、ともすれば、父兄に暴力団関係者がいる生徒・児童がいる中、暴力団を非難することで、当該生徒・児童がいじめられるかもしれないとか、暴力団という「くさいもの」は見せない、隠すといった「配慮」がなされてきたように思います。

覚せい剤の恐ろしさは伝えても、それを生業にする暴力団についてはふれないというのがその典型なように思います。

しかし、昨今問題となっているブラック企業の問題を持ち出すまでもなく、社会に出れば、もしくは、社会に出る前でも、アルバイトなど、生徒・児童は様々な形で暴力団に関わるリスクをもっています。

そして、現実には暴力団や周辺者・関係企業等に関わることになってしまった場合に、何も知識がないことが、時に痛ましい結果を生むことがあることに思いを致すべきだと思います。

私が受けた相談で、暴力団との関係が疑われる会社にアルバイトで入ってしまったお子さんの相談がありました。そのお子さんは、(もちろんそんな会社とは知らずに) 希望に燃えてアルバイトを始めたわけですが、アルバイトを始めて早々、働いても賃金をもらえない、逆に損害賠償請求するなどと恫喝されたようです。どうしていいかわからなくなったお子さんは、悩みぬいた末に自ら命を絶ちました。

困ったら周りに相談するという、大人であれば誰もが身に付けているはずのことも、児童・生徒によっては知らないことがあります。暴力団に関わってしまったかもしれないと思ったら、暴追センターや警察、弁護士会に相談してみる、そのことを知ってだけで、こうした最悪の結果は避けられたと思います。しかし、社会に出たばかり(出る前)の生徒・児童は、そんな基本的なことさえ知らないことが多いのです。

翻って、離脱問題においても、暴力団の真の姿を知らないがために、誤ったイメージをもって暴力団に入ってしまった、暴力団の真の姿を知ったときには抜けられなくなっていた、という方も多いことは、既に述べたとおりです。

暴力団に関わる前、加入前の彼ら生徒・児童に、暴力団についての正しい知識を伝え、暴力団による被害に遭わない、暴力団に入らせないようにすることが大切だと思います。そして、これは、いったん暴力団員となってしまった方々を離脱させるよりも、はるかに容易であり、実現可能だと思います。

暴追センターは、その目的に青少年に対する教育を掲げております。多くの暴排条例においても、青少年に対する教育をあげています。暴追センター等が、教育機関等に対して働き掛けているものの、前述したような、教育する側の心理的抵抗、「配慮」もあって、なかなか実現に至らないケースも多いことは承知していますが、福岡県では、中高生を対象として、既にそうした教育が実施されています。

暴追センターには、現状を乗り越え、児童・生徒たちに、明日の暴力団員にならない、被害者にもならないための道標を示していただくことを期待し、また、要望したいと思います。

暴追センターが中心となって、離脱(出口)と教育(入口)とが両輪となった、暴力団の「ヒト」対策が進むことを強く願っております。